

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(御杖村物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領の一部改正)

第1条 御杖村物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(令和3年御杖村告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「  
| (9) 入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑に当たる犯 | 6  
| 罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は | 月  
| 禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、村発注 |  
| 契約の相手方として不適當であると認められるとき。 |

を

「  
| (9) 入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑に当たる | 6  
| 犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又 | 月  
| は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、村 |  
| 発注契約の相手方として不適當であると認められるとき。 |

に改める。

(御杖村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領の一部改正)

第2条 御杖村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領(平成14年御杖村要領第2号)の一部を次のように改正する。

(別表第2)中

「  
| 1 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資 | 6  
| 0 格者又はその役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕 | 月  
| され、書類送検され、若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しく |  
| は刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方 |  
| として不適當であると認められるとき。 |

を

1 別表第 1、別表第 3 及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資  
0 格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮 6  
捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若 月  
しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相  
手方として不適當であると認められるとき。

に改める。

(御杖村指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サー  
ビス事業所の指定等に関する要綱の一部改正)

第 3 条 御杖村指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防  
サービス事業所の指定等に関する要綱(平成 21 年御杖村告示第 18 号)の一  
部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 11 号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。